

施設等の貸付について

1 概要

施設等の貸付については、神奈川県立地球市民かながわプラザ条例(以下「条例」という。)、神奈川県立地球市民かながわプラザ条例施行規則(以下「規則」という。)、神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減免基準(以下「減免基準」という。)及び神奈川県立地球市民かながわプラザの管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づき行う。

2 臨時休館日

条例第9条第3項に規定する「その他の理由により必要があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 大規模な改修工事を行うとき
- (2) 施設及び設備の保守点検等のため管理上必要なとき
- (3) 災害等により施設等の利用が困難となったとき

3 貸付の範囲等

(1) 各施設における貸付けの範囲及び定員は、原則として、次のとおりとする。

施設名	貸付範囲	定 員
プラザホール	音楽、演劇などの催物、各種講演会、大会その他これらに類するもの	最大 365人
控 室	プラザホールの利用に伴うもの	—
企画展示室	写真資料・実物資料・パネル、絵画、彫刻、工芸、デザイン、書道等の展示及び会議その他各種の活動	—
会議室	各種会議、講座、研究会その他これらに類するもの	大会議室 42人 中会議室 36人 全 室 78人
創作スタジオ	音楽及び演劇などの芸術等創作活動その他これらに類するもの	40人
多 目 的 室	音楽及び演劇などの芸術等創作活動、ダンス等の練習、会議など	55人
保育室	プラザ施設及び他の合築施設を利用する際に自主的に実施される保育活動並びに幼児を伴うサークル活動	20人
ワークショップ ルーム	演劇などの芸術創作活動、ダンス等の練習など	30人
研 修 室	各種会議、講演会、講座、セミナーその他これらに類するもの	研修室A 36人 研修室B 27人
ス タ ジ オ	音楽の練習、各種打合せなど	20人
展示コーナー	写真、絵画、パネル展示など	—
映像ホール	映画上映、講演会など	125人

(2) プラザホールの使用については、段床設備準備及び保守のための時間として使用後最大2時間をあけることができる。

4 利用の申込の方法

(1) 申込方法

神奈川県e-kanagawa施設予約システムにより行う。

(2) 申込期間

ア プラザホール

利用しようとする月の6箇月前の日の属する月の初日から利用日の14日前まで。
ただし、当日の利用について、舞台転換や機材の設置等が不要である場合等は、
利用日の7日前までとする。

イ 会議室・創作スタジオ・多目的室・保育室・ワークショップルーム・研修室・ スタジオ・展示コーナー

利用しようとする月の6箇月前の日の属する月の初日から利用する当日まで。
なお、神奈川県e-kanagawa施設予約システムによる申込みは利用する日の前日
まで。利用当日の申込みについては窓口で受け付ける。

ウ 企画展示室、映像ホール

利用しようとする月の6箇月前の日の属する月の初日から利用日の7日前まで。

5 使用料の算定

- (1) 利用時間は、準備及び後片付け（原状復帰まで）の時間を含む。
- (2) プラザホールの利用で、1日に2公演以上ある場合は、施設使用料は1公演終了時から次の公演開始までの時間は利用時間に含めるものとし、設備使用料については、規則に定める1回の利用とする。
- (3) 利用時間に1時間未満の時間がある場合は、切り上げて1時間として算定する。
また、午後5時以前、以降の料金体系が異なる部分を継続して利用する場合は、午後5時以前と午後5時以降の施設使用料を別々に算定するものとする。
- (4) プラザホール、企画展示室又は映像ホールを、入場料を徴収して利用する場合、準備やリハーサル、撤去等のため前日又は翌日に渡り利用する場合の使用料は、「利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合」を適用する。

6 使用料の納入

利用料金は、条例第12条第3項の規定により、施設利用開始前（当日を含む）までに納付する。ただし、利用当日の追加使用料は追加利用が発生した時点で納入する。

7 遵守事項

- (1) 規則第7条第4号に規定する動物のうち、盲導犬、聴導犬、介助犬については、申請の手続きを要しない。
- (2) 規則第7条第7号に規定する飲食ができる場所は、会議室、創作スタジオ、多目的室、控室、保育室、研修室、ワークショップルーム、スタジオ、ラウンジ、ホワイエとする。
- (3) 規則第7条第8号に規定するポスター等の掲示、寄付金募集、物品販売などを行う場合は、事前に許可を得るものとする。